

小中学校教職員用サーバ機器一式  
賃貸借（長期継続契約）仕様書

令和6年5月

かすみがうら市

# 調達物品仕様

## 1. 件名

小中学校教職員用サーバ機器一式賃貸借（長期継続契約）

## 2. 目的

校務のICTを活用し、業務の軽減と効率化、教育活動の質の改善を目的とする。

## 3. 調達の概要

校務用サーバ機器及びソフトウェアの整備

## 4. 本業務の範囲

本業務の調達範囲は、機器等仕様書の通りとし、機器の搬入、設定、設置までの費用とする。

## 5. 納入設置場所

霞ヶ浦南小学校	かすみがうら市深谷3660-1
霞ヶ浦北小学校	かすみがうら市下軽部1232
下稲吉小学校	かすみがうら市下稲吉1623-5
下稲吉東小学校	かすみがうら市下稲吉2286
霞ヶ浦中学校	かすみがうら市深谷3398-2
下稲吉中学校	かすみがうら市下稲吉2273-2

## 6. 納入設置期限及び賃貸借期間

教育委員会と協議のうえ、令和6年8月31日（木）までに納入設置すること。

賃貸借期間は、令和6年9月1日から令和11年8月31日までとする。

## 7. 調達に関する仕様

- (1) 本仕様書は、納入にあたっての大綱を示すものであり、本仕様書に記載されていない事項であっても、一般的・常識的な事項又は運用上必要と認められる事項については、教育委員会担当者と協議のうえ、納入時において追加するものとする。その場合でも費用の追加があってはならない。  
また、事前の導入に必要な事項（構築に係るネットワーク・機器設定の調査・調整等、関係業者やベンダーとの打合せ）の費用も同様とする。
- (2) 調達機器等の仕様における各項目を満たす新規製品を選定すること。
- (3) 本仕様書に記載されている以外で、構築するにあたり必要な関連物品や設定項目があれば、付加すること。

## 8. 導入・設置に関する仕様

- (1) 落札業者は、総括した工程表を作成し、教育委員会と協議の上、円滑な導入を進めること。
- (2) 納品する機器、ソフトウェア等の「保証書」「取扱説明書」並びに「ユーザー登録書」等は、整理し、一括して提出するものとする。

- (3) 機器・ソフトウェア・ネットワークの詳細な設定内容を記載した文書（設定表等）をデータにて教育委員会へ提出すること。
- (4) ハードウェア及びソフトウェアのユーザー登録が必要な場合は、落札業者がすべて行うこと。
- (5) 梱包資材等不要なものは回収のうえ、適切に処分すること。
- (6) 本調達における機器においては、教育委員会指示の管理情報が記載されたシールを作成し、貼ること。
- (7) 職員室内 LAN ケーブルは既存のものを使用すること。ただし、使用上不都合が生じる場合や追加が発生した場合は、新規に LAN ケーブルを敷設すること。また、必要な部材（ケーブルやモール、OAタップ）は落札業者にて用意すること。
- (8) 既設のサーバラックへの格納を行うこと。
- (9) 教育委員会が提示した設定要件に基づき、事前に必要な事項を精査した上で、的確なネットワーク設計を提案し、教育委員会に事前に了承を得たうえで施工すること。（契約期間中に変更があった場合も含む）
- (10) 現在稼働している導入システムの環境において、設定変更を生じさせないように考慮した設計・設定を行うこととする。万が一障害を発生させた際には、落札業者の負担により既設導入ベンダー等と協議し、早急に回復を図ること。
- (11) 新規導入する機器の影響により、既設システムの改修及び設定変更が必要な場合の費用を含むこと。
- (12) 有線・無線に関わらず、校舎内に配備されているネットワーク配線環境を使用し、整備すること。
- (13) 職員室にある庁内センターサーバとの接続において、既存設定を把握の上、設定を行うこと。
- (14) 物品設置等の際、建設物及びその他の部品に損害を与えた場合は、落札業者の費用にてすみやかに原形に復帰させること。
- (15) 落札業者は、物品に動産総合保険を付保するものとする。
- (16) 構築業者は、セキュリティ観点より ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）を認証取得していること。
- (17) 落札業者は、本調達の物品において、教育委員会もしくは学校より使用方法の説明を求められた際には、適宜対応すること。
- (18) 落札業者は、賃貸借期間は通常の使用による破損、不都合等が生じた場合、要請によりその都度迅速かつ誠実に訪問対応を行うものとする。（受付時間は 8:30～17:15 とする。）
- (19) 障害時の一時切り分けは市指定の保守会社に対応し、連携の上速やかに復旧すること。  
（その際に必要な打合せ等の付帯業務に必要な費用を含むこと。）
- (20) 本契約の期間満了後、本件の物品は無償譲渡とする。（無償譲渡後、落札業者に固定資産税の納付義務はなし。）ただし、今回入替対象端末は、落札業者の費用にて撤去・処分すること。教育委員会の指定する場所で、データイレースの上、マニフェスト発行をすること。

## 9. 物品仕様要件

機器名称	数量	仕様・機能	
サーバ用 コンピュータ	6	1 サーバ	
		筐体	タワー型であること。
		CPU	Intel Xeon E-2324 (3.1GHz) 同等以上
		メインメモリ	16GB以上
		内蔵HDD	実効容量4TB以上 (SATA) 以上 (RAID 1構成とすること)
		DVD-ROM装置	内蔵
		ネットワーク インターフェース	10/100BASE-TX/1000BASE-T相当以上とすること。
		キーボード・マウス	USB接続の日本語キーボード・光学式マウスであること。
		USBポート	USB3.0対応 4ポート以上とすること
		バックアップ用HDD	既設の外付HDDを活用し、バックアップを取れるように設定すること。
		無停電電源装置	サーバに接続可能なUPSを調達すること。(参考機種: Smart-UPS750VA)
		OS	Microsoft Windows Server 2022 Standard
外形寸法 (幅×奥行×高さ)	200mm x 450mm x 350mm 以内とする。		
メーカー保証	5年オンサイト保証 (週5日 8:30~17:30) 翌営業日対応		
導入ソフトウェア	285 0 1 0	1 クライアントアクセスライセンス Windows Server 2022 Device CAL 最新版	
		2 ウィルス対策ソフト (学校所有のライセンスを使用)	
		3 無停電電源装置の制御ソフトウェア (Power chute Business Edition)	
		4 デジタル教科書 (保有ライセンスを使用)	
システム 概要	一式	1 現在利用している教育用兼校務用サーバのハードウェア老朽化とシステム簡略化を踏まえ新たにサーバを導入するものである。サーバにはWSUS、ファイルサーバー、ウィルス対策ソフト管理サーバ等の役割を持たせることとし、既設教育用のデータにおいては、指示のもと移行し使用する。	
設定・保守	一式	1 本仕様書に基づき積算する経費には、本システムが安定稼働するまでの全費用を含むものとする。	
		2 既存サーバの構成を調査の上把握し、踏襲した構築を行うこと。尚、必要に応じて本庁舎サーバ管理業者及び既設構築業者との打合せ等の費用も含むものとする。	
		3 機器の搬入、据付、調整等の作業は、原則として平日の午前9時から午後5時までの間に行うこと。	
		4 各設置場所への機器搬入・据付・調整に要する作業全てを含むものとし、搬入設置時に発生した廃材の撤去、廃棄を行うこと。また、現有機器の結線外し作業を含むこと。	
		5 既設全端末との接続を確認すること。	
		6 既設サーバのデータ移行を新サーバへ実施すること。	
		7 速やかに対応できるサポート体制を有すること。また、ハードウェアのオンサイト保守期間を経過した後も、納入業者が速やかに修理対応できるメーカーを選定すること。また、別途契約している運用保守業者と情報を接し連携すること。	
		8 ソフトウェアは納入者がインストールし、最新のパッチを適用すること。	
		9 WSUSを構築し、庁内センターサーバとの連携を行うこと。	
		10 外付けHDDドライブに、システム全体のWindowsServerBackupのスケジュールの設定を行うこと。	
その他	1式	1 無償保証期間終了後にも出張修理にて修理が可能なメーカーを選定すること。	
		2 次の完成図書を作成し、引渡時に提出すること。 ① 設定についての資料 (端末名、IPアドレス、OSプロダクトID、共有フォルダ、アクセス権等を含む)	

10. その他

小中義務教育学校校内LANイメージ

